

## 裁判所の判断と今後の課題

今回の地方裁判所の判決は多数の件数、多額の金額について違法を認めるもので、妥当な判断だと思っています。今回こちらが主張した違法な支出は多岐にわたりますが、これは明らかにおかしい、というものについてはもれなく違法と判断されたのではないのでしょうか。訴訟になった後でも会派が真実を明らかにしないという態度をとったりしたことは不適切でしょうし、会派の弁解は不合理なものもありました。裁判所もそのような会派の不適切は認めないことをはっきりさせたものと思います。

一方、こちらが違法と主張した支出について、違法とは認められないという判断もされました。裁判所の判断根拠については詳細な検討が必要ではあると思いますが、真実は違法とされるべき支出が、証拠の不十分やこちらの調査の限界で、結果として違法とまでは認められない、という判断に至ったものがあるのではないのでしょうか。そうであれば、それはあくまで訴訟という機能の限界に過ぎず、会派の支出が適切であったことを裏付けるものではないと思います。会派としては住民に対して説明責任を尽くすべきですし、今回の判決を十分に検討して猛省し、今後の政務活動費の使い方を改めるべきでしょう。より多くの市民の皆様がこの問題について関心を持ち、町田市議会のチェックをしていただくことが必要です。

**原告訴訟代理人 弁護士 針ヶ谷 健志**